

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第22号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(過料) 第16条 市長は、被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。 <u>以下この条において同じ。</u> ）、 <u>被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が</u> 正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。	(過料) 第16条 市長は、被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。）、 <u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が</u> 正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。